

指導事例ごとの根拠条項

【凡例（法令等略称）】

略称	正式名称
地域密着条例	八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号）
地域密着予防条例	八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第18号）
居宅支援条例	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第81号）
予防支援条例	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第84号）
地域密着施行要領	地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
居宅支援施行要領	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領
予防支援施行要領	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例施行要領
厚生省第95号	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
厚生省第126号	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
厚生省第128号	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
地域密着留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

【根拠条項】

目次	区分	ページ数	指導テーマ	対象種別	根拠条項
第2章. 介護サービス事業 に関する 検査結果 等について	2-2 文書指摘事例	27	人員の配置	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第6条、地域密着施行要領第三の一の2の(1) 夜間 地域密着条例第47条、地域密着施行要領第三の二の2の(1) 認知デイ (介護) 地域密着条例第61条、地域密着施行要領第三の三の2の(1) (予防) 地域密着予防条例第5条第1号、地域密着施行要領第四の一【第三の三の2の(1)参照] 小多機 (介護) 地域密着条例第82条、地域密着施行要領第三の四の2の(1) (予防) 地域密着予防条例第44条、地域密着施行要領第四の一【第三の四の2の(1)】 看多機 地域密着条例第191条、地域密着施行要領第三の八の2の(1) 予防支援 予防支援条例第3条、予防支援施行要領第二の2
		28	秘密保持	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第35条第3項、地域密着施行要領第三の一の4の(27)の 夜間 地域密着条例第59条【第35条第3項準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(12)【第三の一の4の(27)の 参照】 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第35条第3項準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の一の4の(27)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第33条第3項、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(27)の 参照】 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第35条第3項準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(24)【第三の一の4の(27)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第33条第3項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(27)の 参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第35条第3項準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(9)【第三の一の4の(27)の 参照】 予防支援 予防支援条例第25条第3項、予防支援施行要領第二の3の(18)の

目次	区分	ページ数	指導テーマ	対象種別	根拠条項
		29	個別サービス計画の作成	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機	定巡 地域密着条例第26条第1項、第6項及び第7項、地域密着施行要領第三の一の4の(17)の、及び 夜間 地域密着条例第52条第1項、第3項及び第4項、地域密着施行要領第三の二の4の(2)の、及び 認知デイ (介護) 地域密着条例第71条第1項、第3項及び第4項、地域密着施行要領第三の三の3の(2)の (予防) 地域密着予防条例第42条第2号、第4号及び第5号、地域密着施行要領第四の三の1の(2)の及び 小多機 (介護) 地域密着条例第96条第3項、第4項及び第5項、地域密着施行要領第三の四の4の(9)の (予防) 地域密着予防条例第67条第2号、第5号及び第6号、地域密着施行要領第四の三の2の(2)の及び 看多機 看多機 地域密着条例199条第4項、第5項及び第6項、地域密着施行要領第三の八の4の(3)の
		30	事故発生時の対応	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第40条、地域密着施行要領第三の一の4の(31) 夜間 地域密着条例第59条【第40条準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(12)【第三の一の4の(31)参照】 認知デイ 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第59条の18準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の二の二の3の(11)参照】 (予防) 地域密着予防条例第37条、地域密着施行要領第四の一【第三の二の二の3の(11)参照】 小多機 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第40条準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(24)【第三の一の4の(31)参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第37条準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(31)参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第40条準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(9)【第三の一の4の(31)参照】 予防支援 予防支援 予防支援条例第29条、予防支援施行要領第二の3の(21)
		31	具体的取扱方針	予防支援	予防支援 予防支援条例第34条第9号及び第17号、予防支援施行要領第二の4の(1)の及び
		32	運営推進会議 (定巡の場合は介護・医療連携 推進会議)	定巡 認知デイ 小多機 看多機	定巡 地域密着条例第39条第1項及び第2項、地域密着施行要領第三の一の4の(30)の及び 認知デイ 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第59条の17第1項及び第2項準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の二の二の3の(10)の及び参照】 (予防) 地域密着予防条例第39条第1項及び第2項、地域密着施行要領第四の一【第三の二の二の3の(10)の及び参照】 小多機 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第59条の17第1項及び第2項準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(24)【第三の二の二の3の(10)の及び参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第39条第1項及び第2項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の二の二の3の(10)の及び参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第59条の17第1項及び第2項準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(9)【第三の二の二の3の(10)の及び参照】
		33	居宅サービス計画の作成	小多機 看多機 予防支援	小多機 (介護) 地域密着条例第93条第2項、居宅支援条例第14条第8号、居宅支援施行要領第二の3の(8)の (予防) 地域密着予防条例第67条第2号、予防支援条例第34条第8号、予防支援施行要領第二の4の(1)の 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第93条第2項準用】、居宅支援条例第14条第8号、居宅支援施行要領第二の3の(8) 予防支援 予防支援 予防支援条例第34条第8号、予防支援施行要領第二の4の(1)の
		34	個別機能訓練加算	認知デイ	認知デイ (介護) 厚労告第126号別表3の注8、地域密着留意事項第二の4の(7) (予防) 厚労告第128号別表1の注8、地域密着留意事項第二の4の(7)
		36	口腔機能向上加算	認知デイ 看多機	認知デイ (介護) 厚労告第126号別表3の注14、厚労告第95号第五十一の十一号 地域密着留意事項第二の4の(14)【第二の3の2の(18)準用】 (予防) 厚労告第128号別表1の注13、厚労告第95号第五十一の十一号 地域密着留意事項第二の4の(14)【第二の3の2の(18)準用】 看多機 看多機 厚労告第126号別表8のヌ、厚労告第95号第五十一の十一号【二十号準用】 地域密着留意事項第二の9の(18)【第二の3の2の(18)準用】

目次	区分	ページ数	指導テーマ	対象種別	根拠条項
	2-3 口頭指摘事 例	38	内容及び手続の説明及び同 意	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第9条第1項、地域密着施行要領第三の一の4の(2)の 夜間 地域密着条例第59条【第9条第1項準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(12)【第三の一の4の(2)の 参照】 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第9条第1項準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の一の4の(2)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第11条第1項、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(2)の 参照】 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第9条第1項準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(24)【第三の一の4の(2)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第11条第1項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(2)の 参照】 看多機 地域密着条例第202条【第9条第1項準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(9)【第三の一の4の(2)の 参照】 予防支援 予防支援条例第5条第1項、予防支援施行要領第二の3の(2)
		39	勤務体制の確保	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第32条第1項、地域密着施行要領第三の一の4の(23)の 夜間 地域密着条例第56条第1項、地域密着施行要領第三の二の4の(6)の 認知デイ 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第59条の13第1項準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の二の3の(6)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第28条第1項、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(6)の 参照】 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第59条の13第1項準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(24)【第三の二の3の(6)の 参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第28条第1項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(6)の 参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第59条の13第1項準用】、地域密着施行要領第三の八の4の9【第三の二の3の(6)の 参照】 予防支援 予防支援条例第19条第1項、予防支援施行要領第二の3の(13)の
	2-4 令和6年度 より義務化 される事項	40	業務継続計画(BCP)の策定	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第32条の2、地域密着施行要領第三の一の4の(24) 夜間 地域密着条例第59条【第32条の2準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(7)【第三の一の4の(24)参照】 認知デイ 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第32条の2準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(4)【第三の二の3の(7)参照】 (予防) 地域密着予防条例第28条の2、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(7)参照】 小多機 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第32条の2準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(15)【第三の二の3の(7)参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第28条2項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(7)参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第32条の2準用】、施行要領第三の八の4の(5)【第三の二の3の(7)参照】 予防支援 予防支援条例第20条、予防支援施行要領第二の3の(14)
		45	感染症の予防及びまん延の防止 のための措置	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第33条31項、地域密着施行要領第三の一の4の(25) 夜間 地域密着条例第59条【第33条31項準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(8)【第三の一の4の(25)参照】 認知デイ 認知デイ (介護) 地域密着条例第80条【第59条の16準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(5)【第三の二の3の(9)参照】 (予防) 地域密着予防条例第31条2項、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(9)参照】 小多機 小多機 (介護) 地域密着条例第108条【第59条の16準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(18)【第三の二の3の(9)参照】 (予防) 地域密着予防条例第65条【第31条2項準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の二の3の(9)参照】 看多機 看多機 地域密着条例第202条【第59条の16準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(6)【第三の二の3の(9)参照】 予防支援 予防支援条例第23条、予防支援施行要領第二の3の(16)

目次	区分	ページ数	指導テーマ	対象種別	根拠条項
		50	虐待の防止	定巡 夜間 認知デイ 小多機 看多機 予防支援	定巡 地域密着条例第40条の2、地域密着施行要領第三の一の4の(32) 夜間 地域密着条例第59条【第40条の2準用】、地域密着施行要領第三の二の4の(10)【第三の一の4の(32)参照】 認知デイ （介護） 地域密着条例第80条【第40条の2準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(6)【第三の一の4の(32)参照】 （予防） 地域密着予防条例第37条の2、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(32)参照】 小多機 （介護） 地域密着条例第108条【第40条の2準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(22)【第三の一の4の(32)参照】 （予防） 地域密着予防条例第65条【第37条の2準用】、地域密着施行要領第四の一【第三の一の4の(32)参照】 看多機 地域密着条例第202条【第40条の2準用】、地域密着施行要領第三の八の4の7【第三の一の4の(32)参照】 予防支援 予防支援条例第30条、予防支援施行要領第二の3の(23)
		57	認知症研修	認知デイ 小多機 看多機	認知デイ （介護） 地域密着条例第80条【第59条の13の3項準用】、地域密着施行要領第三の三の3の(8)【第三の二の二の3の(6)の参照】 （予防） 地域密着予防条例第28条3項、地域密着施行要領第四の一【第三の二の二の3の(6)の参照】 小多機 （介護） 地域密着条例第108条【第59条の13の3項準用】、地域密着施行要領第三の四の4の(26)【第三の二の二の3の(6)の参照】 （予防） 地域密着予防条例第65条【第28条3項】、地域密着施行要領第四の一【第三の二の二の3の(6)の参照】 看多機 地域密着条例第202条【第59条の13の3項準用】、地域密着施行要領第三の八の4の(9)【第三の二の二の3の(6)の参照】